

坂戸市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和6年1月5日（火） 午後2時00分開会・午後3時7分閉会		
開催場所	坂戸市役所201会議室		
会長の氏名	尾崎 晴男		
出席者（委員）の 氏名・出席者数	森田 修平委員 笹沼 祐也委員 尾崎 晴男委員 柳下 正和委員 中川 周三委員 新井 文雄委員 中島 浩喜委員 小澤 弘委員	森田 文明委員 石井 寛委員 関 宏委員 小西 勉委員 井ヶ田 幸生委員 仲 宏委員 堀 みづき委員	15名出席
事務局職員の 職・氏名	都市整備部部長 都市整備部次長 都市計画課課長 北坂戸地区まちづくり推進室長 都市計画課課長補佐 都市計画課まちづくり政策係係長 都市計画課まちづくり政策係主事	佐藤 健一 柴田 智行 林 洋司 小嶋 一樹 林 比呂樹 松本 哲雄 関口 龍成	
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 協議事項 (1) 会長の選挙について (2) 席次を定めることについて (3) 常務委員会の委員選出について 4 指名事項 (1) 会長職務代理者の指名 (2) 会議録署名委員の指名 5 諮問事項 (1) 坂戸都市計画生産緑地地区の変更（坂戸市決定） 6 報告事項 (1) 坂戸市都市計画マスタープラン（案）及び坂戸市立地適正化 計画（案）について (2) 坂戸IC地区の産業基盤づくりについて (3) 北坂戸地区まち・くらし再生事業について 7 閉会		
配布資料	・次第 ・諮問事項資料1 ・報告資料1、2及び3 ・坂戸市都市計画審議会委員名簿 ・坂戸市都市計画審議会条例 ・坂戸市都市計画審議会運営規則		

	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>まず、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>事前に送付させていただいた資料のほかに、当日の追加資料として、報告事項（1）の資料及び報告事項（3）の資料を御用意いたしました。</p> <p>なお、本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。</p> <p>資料に不足がございませんでしょうか。</p> <p>また、本日は議事録作成のため、音声テキスト化機器を机の上に配置しておりますので、御了承ください。</p>
事務局	<p>開会に先立ちまして、本年11月3日に前任の委員の任期が満了に伴い、新たに委員を委嘱いたします。</p> <p>市長より委嘱状を交付いたしますので、お名前を呼ばれた方は自席にて御起立をお願いいたします</p> <p>なお、都市計画審議会委員の任期につきましては、坂戸市都市計画審議会条例第4条の規定により2年間となりまして、令和6年11月5日から令和8年11月4日までの2年間でございます。</p>
事務局	森田 修平様。
市長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、 笹沼 祐也様。
市長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、 尾崎 晴男様。
市長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、 柳下 正和様。
市長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、 中川 周三様。

市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、新井 文雄様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、中島 浩喜様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、小澤 弘様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、森田 文明様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、石井 寛様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、関 宏様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、小西 勉様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、井ヶ田 幸生様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、仲 宏様。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、堀 みづき様。

市長	(委嘱状の交付)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより坂戸市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>また、今回は、初めての委員さんもいらっしゃいますので、委員を事務局から御紹介させていただきます。</p> <p>まず、学識経験のあるものとして選出されました</p> <p>1号委員の森田 修平委員、 笥沼 祐也委員、 尾崎 晴男委員、 柳下 正和委員、 中川 周三委員です。</p> <p>次に、市議会の議員として選出されました</p> <p>2号委員の新井 文雄委員、 中島 浩喜委員、 小澤 弘委員、 森田 文明委員、 石井 寛委員です。</p> <p>次に関係行政機関の職員として選出されました</p> <p>3号委員の関 宏委員、 小西 勉委員、 井ヶ田 幸生委員です。</p> <p>最後に市の住民として選出されました</p> <p>4号委員の仲 宏委員、 堀 みづき委員です。</p> <p>どうぞよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市整備部長の 佐藤 でございます。</p> <p>都市整備部次長の 柴田 でございます。</p> <p>都市計画課長の 林 でございます。</p> <p>北坂戸地区まちづくり推進室長の 小嶋 でございます。</p> <p>都市計画課まちづくり政策係の 松本 でございます。</p> <p>同じく、まちづくり政策係の 関口 でございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の 林 と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、改めまして、本日の出席者数を御報告申し上げます。本日は全員の御出席となっております。</p> <p>従いまして条例第7条第2項の規定により、委員の皆様半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。</p> <p>続きまして、石川市長より挨拶を申し上げます。</p>

市長	<p>本日は、委員皆様におかれましては大変お忙しい中、都市計画審議会に御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。また、日頃より本市の活力あるまちづくりに向け御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>本日の諮問事項につきましては、「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」の1件であります</p> <p>また、報告事項として「坂戸市都市計画マスターplan（案）及び坂戸市立地適正化計画（案）について」「坂戸インターチェンジ地区の産業基盤づくりについて」、「北坂戸地区まち・くらし再生事業について」の3件を予定しております。</p> <p>本日は、慎重御審議の上、速やかなる御答申を賜りますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、次第に基づきまして、議事に入らせていただきますが、会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いいたします。</p>
市長	<p>会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第に基づきまして、協議事項に入らせていただきます。</p>
市長	<p>はじめに、協議事項（1）の「会長の選挙について」を議題とします。</p> <p>条例第6条第2項の規定により、会長は、同条例第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから、選挙によって定めるとありますが、指名推薦ということでよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
市長	それでは、どなたか推薦される方はいらっしゃいますか。
委員	学識経験のある尾崎 晴男様を会長として推薦をさせていただきます。
市長	他に御意見ございますか。
委員	特になし。
市長	只今、小澤委員さんより発言がございましたとおり、会長の選挙については、指名推薦の方法によりまして尾崎委員さんを会長とすることで御異議ございませんか。

委 員	異議なし。
市 長	<p>御異議なしと認めます。よって、尾崎委員さんに、会長をお願いすることいたします。</p> <p>尾崎委員さん、会長席へ御移動願います。</p>
市 長	尾崎会長さんに就任の御挨拶をお願いします。
会 長	<p>ただいま会長を拝命することになりました尾崎と申します。</p> <p>皆様方のお力をもちまして、本審議会進めてまいりたいと思います。</p> <p>簡単ながらこれにて挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
市 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま会長が決定しましたので、この後の議事につきましては、会長にお願いし、座長の職を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
会 長	<p>それでは、続きまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>協議事項（2）の「席次を定めることについて」を議題とします。</p> <p>今、名簿順におかけいただいておりますが、今の座席を席次とすることでおよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。</p>
委 員	異議なし。
会 長	御異議なしと認めます。今座っている席を席次とすることいたします。
会 長	<p>それでは、協議事項（3）「常務委員会の委員選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>都市計画審議会につきましては、軽易なものを処理させるため、審議会条例にて常務委員会を置くことができることとなっております。</p> <p>この常務委員会の委員につきましては、会長及び会長が指名する委員をもって組織するとされており、会長が指名する委員につきましては、運営規則にて学識経験のある者2人以内、市議会の議員から2人以内とされております。</p>

	今後の審議を適切かつ円滑に行うためにも常務委員会を設置したいと考えておりますので、委員の選出について御協議をお願いいたします。以上です。
会長	ただいま説明のあったとおり、常務委員会の委員につきましては会長が指名することとされていますので、学識経験のある者は事務局と相談しながら選出し、市議会の議員については改めて議長に推薦の依頼を行い、推薦に基づき指名させていただくことですかがでしょうか。
委員	異議なし。
会長	御異議なしと認めます。 それでは、後日選定を行うとともに、結果につきましては皆様にお知らせします。
会長	そのほかに何かございますか。 質疑が無いようでございますので、以上で協議事項を終了します。
会長	次に、指名事項（1）の「会長職務代理者の指名」を行います。 審議会条例第6条第5項の規定により、「会長の指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。 会長において、会長職務代理者に柳下 正和委員さんを指名します。よろしくお願ひします。 それでは、柳下委員さんからあいさつをお願いします
委員	ただいま指名を受けました柳下と申します。一生懸命努めたいと思います。よろしくお願ひいたします。
会長	ありがとうございました。続きまして、指名事項（2）の「会議録署名委員の指名」を行います。 坂戸市都市計画審議会運営規則第5条の規定により、「会長及び会長が指名した2人以上の委員が署名しなければならない。」とあります。 会長より、森田 修平委員と 笹沼 祐也委員を指名させていただきます。
会長	次に、本会議の諮問事項及び報告事項について、公開とするか非公開とするかをお諮りしたいと存じます。

	本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議における諮問事項及び報告事項を公開することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	御異議なしと認めます。 本日の会議を公開することといたします。 なお、傍聴の方の資料につきましては、事業の進捗等に関する事項も含まれるため、会議が終わり次第、事務局に返却するものとさせていただきます。
会 長	次に、傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴者なしです。
会 長	傍聴の御希望がいらっしゃらないということで議事を進めたいと存じます。
会 長	続きまして、諮問事項に移ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	本日の諮問事項は1点、「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」となります。 それでは、市長より諮問書を交付させていただきます。
市 長	よろしくお願ひいたします。 (会長へ諮問書を手渡す)
事務局	石川市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことを御了承願います。 (市長退席)
会 長	諮問書を受理しましたので、進めたいと思います。 それでは、諮問事項（1）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」についてを審議いたします。 内容を事務局より説明願います。
事務局	それでは、諮問第1号について御説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。 諮問事項資料1（A4・4枚）と、参考資料として、生産緑地制度の概要（A4・1枚）を付けてございます。資料の不足等はございませんでしょうか。 それでは諮問事項について説明させていただきます。

	<p>まず、生産緑地地区については、市街化区域内の農地において、所有者からの指定の申し出を受け、一定の要件を満たしていると認められる場合、都市計画審議会で意見をお聴きした上で指定するものです。</p> <p>指定後は生産緑地として営農等の管理をお願いするものであります。</p> <p>1ページ目をご覧ください。「1 変更内容」でございますが、今回の変更を行う地区は5地区になります。5地区のうち地区的廃止が3地区、地区の一部削除が1地区、地区の一部追加が1地区となります。</p> <p>次に「2 変更理由」でございます。</p> <p>地区の一部追加につきましては、土地の所有者から指定の申し出があり、追加指定の要件を満たしていることから当該土地を生産緑地に追加するものであります。</p> <p>場所につきましては、2ページ目の位置図において赤色で着色された区域が追加する土地です。</p> <p>また、地区の廃止及び一部削除につきましては、土地の所有者から生産緑地地区指定後30年経過したことを事由として買取り申し出がなされたものでございます。これらの土地は、買取り申し出から3か月経過し、行為制限が解除されたため、当該土地を生産緑地から削除するものであります。</p> <p>場所につきましては、2～4ページ目の位置図において、黄色で着色された区域が削除する土地です。</p> <p>それでは、ページ戻りまして、1ページ目の「3 変更手続きの経緯」を御覧ください。本年8月26日に埼玉県知事に「坂戸都市計画 生産緑地地区の変更について」協議の申し入れを行い、9月6日に「異存なし」の旨の回答がありました。</p> <p>その後、9月13日より2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出等はございませんでした。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして御質問がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>1ページ目にある坂戸第37号生産緑地地区なのですが、現状、どういう状況になっているのでしょうか。</p>
会長	事務局答弁お願ひします。

事務局	坂戸第37号生産緑地地区につきましては、買取の申し出があった後3ヶ月を経ちますと行為制限の解除が行われまして、既に売買ができて、土地の活用が可能になっている状態でございます。現状は、土地利用がもう決まっているという状況から、建築行為が進んでいるという状況でございます。
委員	そうすると、本日の審議会を経ずに、進めているということでどうか。
事務局	手順については問題ございません。生産緑地につきましては、今回は当初の指定から30年を経過しまして、その後、特定生産緑地を選択しなかった方が、買取りの申出をして、申出をしてから3ヶ月後に行行為制限が解除され、売買ができるようになります。ただし、生産緑地地区の都市計画の変更は、この都市計画審議会にかけて諮らないといけないということで、諮問させていただいております。
委員	隣に飯盛川があるのですが、土地の高さに問題はないのでしょうか。
事務局	この土地の詳細な建築計画については申し上げられないですが、盛り土するなど対策をとられていると認識しております。
会長	他に御質問等ありますでしょうか。 それでは、お諮りします。 諮問事項（1）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」は原案に賛成することで、御異議ございませんか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。 御異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。 この議案の審議は終了いたしました。諮問事項（1）は原案のとおり御承認いただきましたので、本日付けで意見無しとしてその旨を市長に答申することといたします。
会長	次に、報告事項に入ります。 それでは、報告事項（1）「坂戸市都市計画マスタープラン（案）及び坂戸市立地適正化計画（案）について」を事務局より報告願います。

事務局	<p>それでは、報告事項 1について御説明申し上げます。はじめに、お手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>本日追加させていただいた報告事項 1 (A 4、1枚)、そして、事前配布させていただいた、市民説明会資料 (A 4、1部)、また都市計画マスタープラン (案) 及び立地適正化計画の (案) が 1 部ずつでございます。不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項を説明させていただきます。</p> <p>本日追加させていただいた A 4 1枚の報告事項 1 を御覧ください。</p> <p>現在、都市計画マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定を進めておりますが、庁内検討委員会や都市計画マスタープラン策定等協議会を経て、この度、計画の案が完成しました。</p> <p>つきましては、広く市民の意見を取り入れるため、市民コメントを実施することとなりましたので報告させていただきます。</p> <p>(2) の市民コメントの実施期間は、先週金曜日の 11月 1 日から 12月 2 日までとなります。(3) の資料ですが、お渡ししている、坂戸市都市計画マスタープラン(案)及び坂戸市立地適正化計画(案)になりますして、この計画案について意見を伺っているところです。</p> <p>また、市民コメントの実施期間に市民コメントの周知及び計画の内容説明のため、市民向けの説明会を地区別に実施いたします。</p> <p>日程等につきましては、(4) その他 でお示ししている表のとおりとなります。また、説明会の際に使用する資料は、別添の説明会資料のとおりとなります。こちらは、計画案の内容を抜粋したものとなっております。</p> <p>説明会資料を簡単に御説明いたしますと、今回の策定の背景やフロー、主要課題を経て、P 6 で示したとおり、将来都市像を「誰もが暮らしやすさを実感できるまち さかど」とし、まちづくりの目標を 4 つ示しております。</p> <p>そして、その目標に向けた将来都市構造を P 1 1 に図でお示しているところです。</p> <p>さらに、P 1 2 からは、分野別の方針として、「土地利用方針」「道路・交通の方針」「水辺・公園・緑地の方針」「景観・観光</p>
-----	--

の方針」「住宅・住環境の方針」「防災の方針」の6つの方針についてまとめています。

P 2 4 からは地区別構想についてまとめております。

これまでの現行の都市計画マスタープランとの主な変更点等を各地区の方針図に沿って説明すると、P 2 6 の三芳野地区、P 2 8 の勝呂地区については、入間川流域緊急治水対策プロジェクトの推進を記載しております。P 3 0 の坂戸地区では、国道407号西側の片柳地区において、工業・流通などの産業拠点形成を推進することを記載しております。P 3 2 の入西地区では、こちらも入間川流域緊急治水対策プロジェクトによる治水対策の推進を記載しています。P 3 4 の大家地区では、旧城山小学校跡地の土地利用の検討を追加しております。

続きまして、P 3 7 からは、立地適正化計画の改定についてとなりますが、P 3 9 にあるように防災指針の追加が主な変更点であり、前段として防災上の課題を示したうえで、現状の居住誘導区域の変更を検討しました。そして、P 4 7 にあるように、災害リスクのある「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」「家屋倒壊等氾濫想定区域」のエリアを居住誘導区域から除くこととしました。

P 4 9 からは坂戸市の関連計画と連携し、居住誘導区域における防災まちづくりに向けた取り組み方針を項目ごとにまとめております。

説明会資料の説明は以上になります。

最後に、報告事項1の表紙に戻っていただきまして、「2 今後の予定」ですが、11月から市民コメント及び地区別に説明会を開催し、12月には第3回の坂戸市都市計画マスタープラン策定等協議会の開催を予定しております。

また、令和7年2月頃に都市計画審議会への諮問及び答申を経て、令和7年3月頃の策定・公表に向け事務を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

会 長

ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御質問がありましたらお願いします。

委 員	説明会はどのように告知されているのでしょうか。
事務局	11月号の広報及び坂戸市のホームページで周知をしております。
委 員	参加の状況はどのようになっていますか。
事務局	事前申込制ではないこともあります、現在参加の申し込みをいただいている方はいらっしゃいません。
委 員	回覧板には入っていないですか。
事務局	回覧板には入れておりません。 今年1月にワークショップを開催しました。そちらにつきましては周知をしていたのですが、今回は市民コメントをしてもらうための補足として、計画案の説明会を開催するというものですので、広報とホームページでの周知という形にさせていただきました。
会 長	他に御質問はございませんでしょうか。 今後の予定として、次回2月頃に審議会で計画案が諮問されるということでございます。委員の方々も何か御意見を述べていただく場合は市民コメントの機会、あるいは事務局に直接でもよろしいのかと思いますので、よろしくお願ひします。
会 長	次に、報告事項（2）「坂戸インターチェンジ地区の産業基盤づくりについて」を事務局より報告願います。
事務局	それでは、報告事項2について御説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いいたします。 報告事項2（A4、1枚）でございます。資料の不足はございませんでしょうか。 それでは、説明いたします。 お手元の報告事項2を御覧ください。 なお、今回、新たに都市計画審議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、地区の事業概要も併せて説明させていただきます。 坂戸市では現在、第7次坂戸市総合計画等に基づき、坂戸インターチェンジ周辺の産業基盤づくりを推進しており、本事業により、計画地を市街化調整区域から市街化区域に編入したうえで、

工業・流通系の土地利用をめざして、現在、都市計画の手続きを進めているところでございます。

事業計画地は資料右上の「位置図」を御覧ください。坂戸市の東部、圏央道坂戸インターチェンジに近接する赤色で示しているエリアが計画区域となっております。

概要について、資料左側を御覧ください。

今回の事業の手法は、民間事業が行う土地区画整理事業で、個人施行でございます。

事業者は、本事業を進めるうえで発足した地権者協議会が公募により選定した大栄不動産株となっております。

施行地区は、坂戸市大字小沼の一部でございます。

地区面積は約47.4ヘクタールでございます。

都市計画については、計画地を市街化区域に編入すると同時に用途地域を工業地域に指定します。

また、建物を構造の面から規制するため、準防火地域を指定します。さらに、本地域の特性にふさわしい開発となるよう、地区計画を定める予定です。

排水について、汚水については、公共下水道を整備します。また、雨水については、地区内に整備される調整池から、三芳野大排水路を経由し、大谷川へ放流する計画です。

続きまして、資料右下の土地利用計画図になりますが、黄色で塗りつぶしている部分が企業用地となり、約29.2haとなっております。

地区の北側については、一級河川である越辺川の河川区域と接する部分であり、良好な自然環境が保たれているため、企業用地との間に公園や調整池を配置し、可能な限り、企業用地の造成による影響がないように努めた配置となっております。

加えて、計画地南側は集落が近接することから、企業用地内に緩衝緑地を設け、周辺への影響が小さくなるように努めたものとなっております。

続きまして、資料左側の下の部分、これまでの経緯です。

平成20年3月に圏央道坂戸インターチェンジの供用開始となりました。

	<p>平成27年9月には、本地区の地権者協議会が発足し、翌年2月には、地権者会が公募により大栄不動産株式会社を予定事業施行者として選定しました。</p> <p>その後、様々な関係機関との調整を実施し、令和5年11月に、埼玉県が当地区を市町村の産業基盤づくりを重点的に支援する地区とする「産業誘導地区」に選定いたしました。</p> <p>令和6年5月には、市街化区域への編入や工業地域の用途地域を定める旨の都市計画変更案について、都市計画法の定めるところにより縦覧を実施しました。</p> <p>令和6年7月には、市の都市計画審議会にて、本地区に関連する都市計画の変更案について諮問させていただき、「意見なし」と答申いただきました。</p> <p>その後、先月10月22日には、埼玉県の都市計画審議会にて、県決定の都市計画を御審議いただき、「意見なし」となり、原案のとおり、可決されました。今後は、国との本協議後、期日は未定でございますが、告示となる見通しですので、報告させていただきます。</p> <p>報告資料2の説明は以上です。</p>
会長	ただいまの報告に対して、御質問がありましたらお願いします。
委員	工業用地にどれくらい盛り土される予定なのでしょうか。
事務局	一番高いところで約3m盛り土を行う予定となっております。
委員	特にこの調整池について、2019年の台風19号のときは、一件床上浸水が出ているので、計画を進めているようですが、しっかりやってもらえばと思います。
事務局	計画に基づきまして、当該地区の対策を事業者と共に注意しながら行っていきたいと思っております。
委員	雨水を大谷川に流すということで、色々な薬品とかが流れないような対策をやってもらいたい。
事務局	県の環境アセス条例に基づく手続きを踏まえております。工事中等の排水を事前にチェックをして、その後の事後調査も行う予定になっておりますので適切に対応していきたいと思っております。また、雨水につきましては、敷地内に降ったものについては

	調整池に1回溜まりまして、その後に三芳野大排水に排水をして、河川まで流下していきます。汚水につきましては、当該地に公共下水道が入ります。ですので、石井水処理センターまでを整備して、石井水処理センターにて汚水の処理をいたします。
会長	他に御質問等あればお願いいいたします。 ではないようですので、本件につきまして終了します。
会長	次に、報告事項（3）「北坂戸地区まち・くらし再生事業について」を事務局より報告願います。
事務局	<p>報告事項（3）「北坂戸地区まち・くらし再生事業について」御報告申し上げます。</p> <p>お手持ちの資料の御確認をお願いいたします。</p> <p>報告事項3となっているものが2枚。その後ろに、別紙1第1回北坂戸地区都市公園作りワークショップニュース A4が1枚とA3が1枚となります。その次に、第2回北坂戸地区都市公園作りワークショップニュース A4が1枚とA3が1枚。それと本日配布させていただきました報告事項3（資料）坂戸都市計画公園の変更について（答申）というものがございます。</p> <p>不足のものはございませんでしょうか。</p> <p>本日配布させていただきました報告事項3（資料）を御確認ください。</p> <p>こちらは溝端公園用地を活用した多世代交流拠点の整備に向けて、令和6年7月4日の都市計画審議会において、溝端公園の都市計画（都市施設）の廃止の諮問に対する答申書でございます。</p> <p>答申に際しまして、付帯意見として、3つほど出ました。</p> <p>「1 将来にわたり地域の環境を確保するため、新たな都市公園については、速やかに施設として都市計画決定をされたい。」</p> <p>「2 新たな都市公園の整備計画を作成する際は、地域住民の意見を十分に聴取しながら検討を進められたい。」</p> <p>「3 溝端公園用地における多世代交流拠点の整備においては、可能な限り緑地及び防災機能を確保するよう、努められたい。」</p> <p>という意見をいただきました。</p> <p>本日はいただいた付帯意見への対応と現在の状況について御報告申し上げます。</p>

それでは報告事項の3を御覧ください。

1ページになります。「1 新都市公園について」(1) 坂戸都市公園の変更に対する答申の対応 「①新都市公園の速やかな都市計画決定」でございます。図を御覧ください。新都市公園の北側に隣接する市道3841号路線は北坂戸駅、多世代交流拠点、新都市公園、高麗川を結ぶ「賑わい軸」として位置づけられております。歩道の拡幅、また交差点の改良を予定しております。その青い部分が道路の拡幅予定区域となります。現在、路線測量、概略設計を実施しておりますが、今後、警察の協議や用地測量を経て、道路拡幅区域が決まり次第、速やかに都市計画決定の手続きを進めてまいりたいと考えております。

続きまして「②新都市公園整備に係る住民の聴取について」を御覧ください。新都市公園の整備に向けて住民意見を聴取するため、北坂戸地区都市公園作りワークショップを全3回の日程で開催いたしました。表を御覧ください。第1回8月のテーマとしては、公園作りのキーワードということで、公園に必要な機能はどういうものなのかについて話し合いを行いました。第2回が9月29日。公園の機能をどこに配置していくかについて話し合いをしました。第3回が昨日になります。これらの第1回と第2回を合わせた形の公園の計画の素案について話し合いを行いました。参加人数は20名でございました。今後、ワークショップで取りまとめた素案をもとに、庁内で検討した上、新都市公園の基本設計に反映していく予定でございます。なお、別紙1として、第1回と第2回の北坂戸地区都市公園作りワークショップニュースを添付させていただきました。

後ほど御確認いただければと思います。

続きまして2ページ目をお願いいたします。

報告事項3の2ページ目「2 多世代交流拠点について」を御覧ください。付帯意見であります「緑地・防災機能の確保」を踏まえて作成した募集要項等を10月1日に公表しております。現在多世代交流拠点整備事業者を募集している状況でございます。

「①募集の概要」といたしましては、北坂戸地区多世代交流拠点の整備事業者について、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、応募の中から、北坂戸地区の将来に最もふさわしい

と考えられる企画提案をした事業者を優先交渉権者として、選考委員会による厳正な審査の上で精査してまいります。求める企画提案の内容としましては、地域住民の生活、利便性向上やにぎわい創出に寄与する大型商業施設機能。また多世代が交流し、日常的ににぎわいを創出することが可能な防災機能を有した賑わい広場。溝端公園の既存樹木を活用した設備の配置計画。定期的なにぎわいの創出やエリアマネジメントの考え方。多世代が憩い、地域の交流を促すとともに、災害時に防災拠点となる公共施設の整備ということになっておりまして、これらの条件を基に事業者が各社の長所や得意な分野を生かした独自の企画提案し、提案の中から北坂戸地区に最もふさわしい事業提案をした事業者を選定していくことになります。

「②公募スケジュール」ですけども、令和6年10月に募集要項等を公表いたしました。その後質問を受け付け、回答を10月31日にしております。令和6年11月参加表明書の受付。締め切りは本日でございます。令和7年1月に事業企画提案書の提出。令和7年2月に第一次審査。令和7年3月第二次審査という予定になっております。令和7年4月に基本契約の締結を予定しており、設計工事を進めて、令和10年4月に施設のオープンを予定するスケジュールであります。

報告は以上でございます。

会長

ただいまの報告について、御質問、御意見ございますか。

委員

本日締め切りの参加表明書の提出状況について、現時点でどのくらいでしょうか。

事務局

現時点ではまだ参加表明書の受付はございません。

ただ、先週数社から参加表明書を提出しに行きますと連絡があったので、夕方までには数社から提出があると考えております。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

11月4日に公園の計画素案について、第3回ワークショップが開催されたとのことですですが、まだ計画は決まってはいないということでおよいのでしょうか。

事務局

現在ワークショップとして、皆さんの意見を取りまとめたという状況です。今後、市の方で、法律的な部分ですとか、維持管理

	等を含めて協議した上で、最終的には基本計画を作りまして、皆さんに御報告をしたいと考えております。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	参加表明書が出てきて、その後企画書を出すと思うんですけど、その企画書に対して審議会の場で意見を言うという機会はあるのでしょうか。
事務局	企画書については、審議会とは別に選考委員会を設置して、そこで協議することとなります。 令和4年度に市民コメントを募集し、令和5年7月に基本計画を策定・公表しました。基本計画に基づいて選考委員会を設置し、市民の意向を汲み取った公募要件を作成しております。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	都市計画マスタープランの件で確認なのですが、審議会委員が計画案に対して意見を言う場合は、市民コメントの期間内である12月2日までということでおろしいでしょうか。
事務局	委員の皆様につきましても、市民コメントの期間内にお願いいたします。 今後の流れについて、改めて説明いたします。計画案について、市民コメントを1か月間募集します。その間にいただいた意見を踏まえまして、計画案を修正いたします。その後12月に坂戸市都市計画マスタープラン策定等協議会を開催し、そこでいただいた意見を踏まえて最終案を作成し、2月頃の審議会にて諮らせていただくことになります。
会長	他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 質疑がないようでございますので、以上で報告事項を終了します。 それでは以上で議長の任を解かせていただきます。 委員の皆様には進行に御協力をいただき感謝を申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 それでは、以上を持ちまして、坂戸市都市計画審議会を閉会させていただきます。 委員の皆様には、お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございました。